

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡市博多区博多駅南六丁目13番21号

氏名 株式会社平組  
代表取締役 平 典明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 5 年 4 月 15 日

許可の有効年月日 令和 10 年 4 月 14 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに施設名、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた場合のみ）を記載すること。）

選別施設：設置場所 福岡県那珂川郡大字西ノ田 番

設置年月日 令和 5 年 4 月 15 日

処理能力 4 t/日

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 中間処理（選別）に係る処理前産業廃棄物の保管数量は7m<sup>3</sup>以下とすること。
- (2) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（プラスチック類）の保管数量は7m<sup>3</sup>以下とすること。
- (3) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（紙くず）の保管数量は7m<sup>3</sup>以下とすること。
- (4) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（木くず）の保管数量は7m<sup>3</sup>以下とすること。
- (5) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（繊維くず）の保管数量は5m<sup>3</sup>以下とすること。
- (6) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ゴムくず）の保管数量は2.5m<sup>3</sup>以下とすること。
- (7) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ガラスくず等）の保管数量は0.75m<sup>3</sup>以下とすること。
- (8) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ガラスくず等（廃石膏ボードに限る。））の保管数量は8m<sup>3</sup>以下とすること。
- (9) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（がれき類）の保管数量は2.4m<sup>3</sup>以下とすること。
- (10) 中間処理（選別）に係る処理後産業廃棄物（ふるい下残さ）の保管数量は4m<sup>3</sup>以下とすること。

以下余白

(以下裏面記載)

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年 9月 1日 変更許可により中間処理(選別)の追加  
平成20年 4月15日 更新許可  
平成26年 4月15日 更新許可  
平成30年 3月29日 変更届出により中間処理(破碎)の廃止  
平成30年 4月15日 更新許可  
令和 5年 4月15日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

